

郡山市男女共同参画推進事業者表彰等実施要綱

平成16年6月11日制定
平成17年3月9日一部改正
平成18年8月31日一部改正
平成23年9月30日一部改正
平成27年7月1日一部改正
平成28年8月8日一部改正
平成29年9月1日一部改正
平成30年8月6日一部改正
令和元年8月1日一部改正
令和3年12月28日一部改正
〔市民部男女共同参画課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市男女共同参画推進条例（平成15年郡山市条例第13号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、男女共同参画の推進を積極的に実施している事業者の表彰等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 表彰の対象は、条例第2条第4号に規定する事業者とする。

(表彰基準)

第3条 表彰は、応募があった事業者で、次に掲げる事項に該当するもののうち、その功績が顕著であると認められるものに対して行う。この場合において、市長は、あらかじめ条例第22条に規定する郡山市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 人権に配慮し、誰もが働きやすい、又は活動しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいるもの
- (2) 女性の活躍推進に積極的に取り組んでいるもの
- (3) 家庭生活とその他の活動との両立支援のために積極的に取り組んでいるもの
- (4) その他誰もが共同して参画する社会づくりに積極的に取り組んでいるもの

(募集及び応募)

第4条 事業者の募集は、毎年度行うものとする。

2 募集期間は、2か月以内とする。

3 応募は、郡山市男女共同参画推進事業者表彰応募用紙（別記様式）により行うものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

(公表)

第6条 市長は、表彰した事業者の取り組みを次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 市の広報紙への掲載

(庶務)

第7条 この要綱に基づく庶務は、市民部男女共同参画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

郡山市男女共同参画推進事業者表彰応募用紙

年 月 日

(ふりがな) 事業者名		(ふりがな) 代表者名	
所在地	〒 ー	電話番号 FAX番号 E-mail	
業種内容 (○をつけて ください。)	1. 鉱業 2. 建設業 3. 製造業 4. 電気・ガス・水道業 5. 情報通信業 6. 運輸業 7. 卸売・小売業 8. 金融・保険業 9. サービス業 10. その他	設立年月	
連絡先	所属部署	担当者名	電話番号

【1 組織人員について】

社員数(人)

	人数	内訳(管理職)		
		部長級	課長級	係長級
男性				
女性				
合計				

過去3年の採用状況(人)

	人数		
	年	年	年
男性			
女性			
合計			

※人数には代表・役員・非正規社員を含みます。

【2 体制整備・取組内容について】

■該当する取組みの□欄に「レ」をご記入ください。(該当項目に関連する書類も添付ください)

No.	取組項目	取組詳細	チェック欄	必要書類
1	ハラスメント防止対策	ハラスメント禁止を就業規則等に規定している。	セクハラ <input type="checkbox"/> パワハラ <input type="checkbox"/> マタハラ <input type="checkbox"/>	就業規則等
		ハラスメント防止対策を周知している。	<input type="checkbox"/>	周知資料
2	従業員のための相談体制の整備	相談体制が規定されたものがある。	<input type="checkbox"/>	就業規則等
		相談窓口を設置している。	<input type="checkbox"/>	
3	改善提案制度の活用	改善提案制度を設けている。	<input type="checkbox"/>	実績が分かる資料
		改善提案制度による改善提案を取り入れた実績がある。	<input type="checkbox"/>	

(裏面に続く)

■該当する取組みの口欄に「レ」をご記入ください。(該当項目に関連する書類も添付ください)

No.	取組項目	取組詳細	チェック欄	必要書類
4	トイレ・更衣室など施設・設備の環境整備	施設等の整備（男女別）が	トイレ <input type="checkbox"/>	
		されている。	更衣室 <input type="checkbox"/>	
		その他男女に配慮した設備等を整備している。	<input type="checkbox"/>	
5	パートと正社員との均衡	パートと正社員の待遇や福利厚生等の均衡が図られている。	<input type="checkbox"/>	就業規則等
6	多様性(LGBTや外国人等)への配慮	多様性(LGBTや外国人等)に配慮した取組みをしている。	<input type="checkbox"/>	取組内容が分かる資料
7	採用枠や職域の拡大	女性の採用枠を拡大している。	<input type="checkbox"/>	
		これまで女性が少なかった職場や職種に女性を積極的に配置している。	<input type="checkbox"/>	
8	企画立案への参画	企画・立案等に女性を積極的に参画させている。	<input type="checkbox"/>	
9	女性の管理職への登用	管理職へ女性も登用している。	<input type="checkbox"/>	
10	能力や適性に応じた評価及び配置	女性の能力や適性に応じた昇進・昇格及び配置を行っている。	<input type="checkbox"/>	
11	資格取得支援・昇進試験等受験の奨励	女性の資格取得支援・昇進試験等受験の奨励を行っている。	<input type="checkbox"/>	
12	妊産婦のための休暇制度の活用	妊産婦のための休暇制度を就業規則等に規定している。	<input type="checkbox"/>	就業規則等
		産前産後休暇制度の活用実績がある。	<input type="checkbox"/>	
13	育児・介護休業制度の活用	休業制度を就業規則等に規定している。	育児休業 <input type="checkbox"/>	就業規則等
			介護休業 <input type="checkbox"/>	
		休業制度の活用実績がある。	育児休業 <input type="checkbox"/>	
			介護休業 <input type="checkbox"/>	
14	休業後の復職支援	育児・介護等により休業した従業員が復職しやすいよう、復職支援の規定等や制度がある。	<input type="checkbox"/>	就業規則等
		育児・介護等休業者への復職支援の実績がある。	<input type="checkbox"/>	
15	再雇用への配慮	育児・介護等を理由に退職した職員の再就職、再雇用制度がある。	<input type="checkbox"/>	就業規則等
16	働き方改革	短時間勤務制度がある。	<input type="checkbox"/>	就業規則等
		フレックスタイム制度がある。	<input type="checkbox"/>	
		就業時間の繰上げ・繰下げの制度がある。	<input type="checkbox"/>	
17	ボランティア休暇等の活動支援	特別休暇制度がある	ボランティア休暇 <input type="checkbox"/>	就業規則等
			その他の特別休暇 <input type="checkbox"/>	
18	その他男女共同参画の積極的な取り組み	男女の固定的役割分担意識の解消への取組みをしている。	<input type="checkbox"/>	
		地域行事や地域活動へ参加している。	<input type="checkbox"/>	
19	子育てしやすい職場環境づくり、仕事と家庭の両立支援、男女共同参画等に関して、既に受けた表彰等があれば、ご記入ください			

- (注) 1 取組み内容が書ききれない場合は、別紙で添付してください。
 2 事業者の概要が分かるパンフレット等があれば、添付してください。
 3 詳しい内容をうかがうため、お電話させていただくか、または訪問させていただくことがあります。